



港長公示第7-3号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり一般船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

なお、港長公示第6-2号（令和6年8月1日）金武中城港における航泊の禁止は、本公示による航泊禁止の発効をもって、これを解除する。

令和7年1月30日

金武中城港長



金武中城港内における航泊の禁止について

金武中城港の下記区域において工事作業が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

記

1 期 間

令和7年1月30日（木）1700から工事作業終了までの間

2 区 域（略図参照）

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた海面

- ① 北緯26度18分15.6秒 東経127度51分10.6秒
- ② 北緯26度18分09.8秒 東経127度51分11.4秒
- ③ 北緯26度18分01.1秒 東経127度50分57.5秒
- ④ 北緯26度18分26.7秒 東経127度50分52.4秒

3 標 識

①②各地点には、以下の灯浮標が設置される。

灯浮標（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

③④各地点には、以下の標識灯が設置される。

標識灯（標体：黄色、灯色：黄色、灯質：4秒1せん光）

4 備 考

工事区域周辺には、警戒船が配備される。

(泡瀬地区)

